

事務連絡
平成22年5月17日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部(局)担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

平成22年4月17日に、運動公園に設置されていたすべり台において遊んでいた8歳男児が、砂場の縁石の上に転落し右腕を骨折する事故が、また、5月4日に、近隣公園の複合遊具において遊んでいた2歳女児が、踊り場から転落し頭部を骨折する事故が発生しました。

これについては、別紙のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課課長補佐より、各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、「公園施設の安全管理の強化について」が通知され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」(平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障発第0829001号)等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方お願いいたします。

【別紙】

事務連絡
平成22年5月14日

各都道府県及び政令指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市・地域整備局
公園緑地・景観課 課長補佐

公園施設の安全管理の強化について

平成22年4月17日に、運動公園に設置されていたすべり台において遊んでいた8歳男児が、砂場の縁石の上に転落し右腕を骨折する事故が、また、5月4日に、近隣公園の複合遊具において遊んでいた2歳女児が、踊り場から転落し頭部を骨折する事故が発生したので、別添の通りお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」では、「4-1（4）遊具の構造」において、「複合遊具については、（中略）構成部分の組み合わせ方によっては、足がかりとなったり落下した際の障害物となる場合があるため、十分配慮すること」としている。

また、落下対策については、「落下防止柵の高さは、子どもの体格に応じて不注意に転落することのない高さとするとともに、上に立ち上がる、座る、登る、くぐり抜けたりすることができないようにする」こととしている。

都市公園の安全管理にあたっては、平成20年8月に、遊具の老朽化対策及び点検体制の強化を図る観点から「指針」の改定を行い、公園管理者に通知したところである。貴職におかれては、「指針」の内容を踏まえ、今後も日常点検等の確実な実施による公園施設の安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村に周知徹底されたい。

別添 1

【事故の概要】

- 発生日時 平成22年4月17日（土）
- 発生場所 人口10万人未満の都市
- 発生公園 運動公園
- 状況
 - ・8歳男児が、すべり台を降りていたところ、途中で体勢を崩し、すべり台滑降部の中ほどから転落し、右腕を砂場の縁石部に直撃し、右腕骨折の重傷を負った。
 - ・当該遊具は、現在使用中止となっている。

・ 事故関連写真等



左上：事故発生遊具（全景）

右上：事故発生遊具（前面）

左下：転落部拡大写真

別添 2

【事故の概要】

- 発生日時 平成22年5月4日（火）
- 発生場所 人口10万人以上20万人未満の都市
- 発生公園 近隣公園
- 状況
 - ・平成22年5月4日に、近隣公園に設置されていた複合遊具の踊り場において、2歳女児が滑り台滑降面側から登ってきた兄を避けようと後ずさりしたところ、落下防止柵の隙間より転落し、頭部骨折の重傷を負った。
 - ・複合遊具の踊り場は高さ約3.5mであり、落下防止柵の隙間は、幅200～300mm、高さ約450mmとなっていた。
 - ・当該遊具は、現在使用中止となっている。

・事故関連写真等



左上：事故発生遊具（全景）

左下：転落部拡大写真

右下：使用中止状況

